



留学生の就職支援に係る「特定活動」

4月から新しい「特定技能」在留資格が創設され、一部の業種について労働力確保の為に在留が認められることとなりましたが、さらに、5月30日に外国人留学生の就職先を拡大すべく新制度・特定活動（46号）が公布決定されました。日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生は、専門的・技術的知識に加えて、高い日本語能力を有していることから、幅広い分野での活躍が期待されるものの、従事しようとする業務内容が現行の在留資格に当てはまらないとして、例えばサービス業務や製造業務等に専従することは認められていませんでした。しかし、**本邦の大学（四年制大学）又は大学院の課程を適正に卒業・修了した留学生は、日本の文化に触れながら学んだ経験を持ち、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む幅広い業務に従事することを希望する場合は、在留資格「特定活動」による入国・在留が認められることとなりました。**

対象者 本邦の大学を卒業又は大学院の課程を修了し、学位を授与された方で、高い日本語能力を有する方が対象となります。

（1）学歴について…日本の4年制大学の卒業及び大学院の修了に限られます。短期大学及び専修学校の卒業並びに外国の大学の卒業及び大学院の修了は対象になりません。

（2）日本語能力について…

ア 日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テストで480点を有する方が対象です。

イ その他、大学又は大学院において「日本語」を専攻して大学を卒業した方については、アを満たすものとして取り扱います。

「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」について

「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」とは、単に雇用主等からの作業指示を理解し、自らの作業を行うだけの受動的な業務では足りず、いわゆる「翻訳・通訳」の要素のある業務や、自ら第三者へ働きかける際に必要となる日本語能力が求められ、他者との双方向のコミュニケーションを要する業務であることを意味します。

具体的な活動例 本制度によって活動が認められ得る具体的な例は以下のとおりです。

ア 飲食店に採用され、店舗において外国人客に対する通訳を兼ねた接客業務を行うもの（それに併せて、日本人に対する接客を行うことを含む。）。

※ 厨房での皿洗いや清掃にのみ従事することは認められません。

イ 工場のラインにおいて、日本人従業員から受けた作業指示を技能実習生や他の外国人従業員に対し外国語で伝達・指導しつつ、自らもラインに入って業務を行うもの。

※ ラインで指示された作業にのみ従事することは認められません。

ウ 小売店において、仕入れや商品企画等と併せ、通訳を兼ねた外国人客に対する接客販売業務を行うもの（それに併せて、日本人に対する接客販売業務を行うことを含む。）。

※ 商品の陳列や店舗の清掃にのみ従事することは認められません。

その他、常勤の従業員として雇用されること、日本人と同等額以上の報酬を受けること、等が条件であり、風俗関係業務及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務（業務独占資格を要する業務）については認められていません。

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305（キリン社会保険労務士事務所内）

TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>